

自動車税の 納期限は6月1日(月)です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限(6月1日(月))までに納付してください。納期限を過ぎてからの納付には延滞金がかかります。

金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ・ペイジー・インターネットを利用したクレジットカードでも納付ができます。詳細は、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

なお、運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税納税通知書が届いていない場合は、下記へ問い合わせてください。

※住所を変更した人や県外ナンバーの自動車を持っている人は、運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをしてください。

問合せ＝奈良県自動車税事務所 自動車税第一課
(☎ 51-0081)

平成27年度 身体等に障がいがある人の軽自動車税の減免

対象＝身体等に障がいがある人が所有している軽自動車等

※障がい者1人につき1台に限ります

※減免の対象となるには一定の要件があります

※自動車税の減免を受けている人は対象となりません

持ち物＝①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ②運転者の運転免許証 ③印鑑

※上記のほか、「生計同一証明書」が併せて必要となる場合があります。

申請・問合せ＝5月25日(月)までに、税務課市民税係(内線281～283)へ

※期限後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

2015年度 第1回 人権いきいきさろん(参加無料・申込不要)

「人権のまちづくりに向けて」～つながりを求めて～

講師：西義次さん

(明日香村人権教育推進協議会 会長)

日時＝5月23日(土)

14時30分～15時45分(受付14時～)

場所＝片桐地区公民館多目的ホール

問合せ＝人権施策推進課(内線332・333)

児童手当制度のご案内

一手当を受けるには申請が必要です！

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人に支給します。ただし、平成26年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆児童手当

手当の月額＝

・3歳未満一律 15,000円

・3歳以上小学校修了前(3歳到達の翌月から)

第1子：10,000円

第2子：10,000円

第3子：15,000円

※第3子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます

・小学校修了後～中学校修了前 一律 10,000円

手当の支給＝認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった(学齢到達・転出など)日の属する月分で終わります。

◆特例給付

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

・特例給付の額(月額) 一律 5,000円

所得制限について＝平成27年度の所得制限限度額は下表のとおりです。所得は、平成26年中の総所得金額(給与所得者は給与所得控除後の金額)と山林所得・譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族と控除対象配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆現況届を提出してください

現在児童手当(特例給付を含む)を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者に送ります。

◆次のときは、速やかに届をしてください

①児童の数が増減したとき

②振り込み口座の変更や解約したとき

③名前や住所を変更したとき

④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)